

福島原発における被ばく労働問題の現状と課題

飯田勝泰

東京労働安全衛生センター事務局長

はじめに

「東京労働安全衛生センター」^①は労災職業病と闘い、働くもののいのちと健康を守り、安全、健康で働きやすい職場環境を実現するために活動するNPOである。私たちは同じ志をもつ団体と「全国労働安全衛生センター連絡会議」(略称:全国安全センター)^②という全国的なネットワーク組織を作って活動している。私たちの仲間である関西労働者安全センターや神奈川労災職業病センターは、これまで原発被ばく労働者の労災認定の闘いや電力会社との裁判闘争に取り組んだ経験を持っている。

二〇一一年三月十一日、東日本大震災による地震と津波により、東電福島第一原発は全電源を喪失。一、三号機の原子炉核燃料が溶融し、大量の放射性物質を大気や海に放出させた。未曾有の原発事故に見舞われた政府は同年三月十四日に原子力緊急事態宣言を発し、厚生労働省

は、原子力災害の拡大を防止するためとして、緊急時の作業にあたる労働者の被ばく線量の上限を引き上げた。電離放射線障害防止規則七条を改正し、特例措置として緊急作業に従事する労働者が受ける放射線の実効線量の上限値を一〇〇mSvから二五〇mSvにしたのである。

緊急事態に否応なく直面した労働者の被ばく線量を引き上げた政府の決定に対し、私たちは強い危機感を持った。緊急作業時に従事する労働者への高線量、大量被ばくの強制を見過すことはできなかったからだ。

二〇一一年五月、私たちは厚生労働省と交渉を行ない、①緊急時被ばく線量の上限を二五〇mSvに引き上げたこと、②五年で一〇〇mSvの範囲で年五〇mSvを超える被ばくを容認したこととの理由と根拠を明らかにするとともに、全国原発をただちに停止し、必要な労働者を福島原発に集中させ、事故収束を最優先課題に取り組むことを要請した。

それ以後五年が経過した現在にいたるまで、

私たちは福島原発事故の被ばく労働問題に関して関連省庁との交渉を一五回行ない、今後も継続することになっている。

さらに二〇一二年一月、「被ばく労働を考えるネットワーク」の結成に参加するとともに、二〇一五年二月、福島県いわき市で結成された「フクシマ原発労働者相談センター」(収束・廃炉・除染)の仲間とともに、原発や除染で働く労働者の相談活動にも取り組んできている。本稿ではこの間の省庁との交渉をふまえて、被ばく労働問題の現状と課題について考えてみたい。

福島原発の労働者の被ばく状況

福島原発事故から五年が経過した。現在の福島第一原発で事故収束作業に従事する労働者の被ばく状況を把握するには、東京電力(以下、東電)が公表しているデータをみる以外にない。東電は「被ばく線量の分布等について」として、事故発生時から毎月、東電社員と協力企業の労働者の外部被ばく、内部被ばくの実効線量等を公表している。^③それによれば、二〇一一年三月～二〇一六年三月までの五年間の累積被ばく線量は表のとおりである。^④

事故発生から二〇一六年三月までの間に、東電社員四七二二人、協力会社の労働者(以下、下請労働者)四万二二四四人、合計四万六九五六人が放射線被ばく労働に従事している。五年

累積線量 2011 年 3 月～2016 年 3 月まで

	1 以下	1 超～5 以下	5 超～10 以下	10 超～20 以下	20 超～50 以下	50 超～75 以下	75 超～100 以下
東電	1247	907	507	620	633	327	321
協力企業	12747	9616	5442	5793	6513	1797	312
合計	13994	1023	5949	6413	7146	2124	633

	100 超～150 以下	150 超～200 以下	200 超～250 以下	250 超	人数	最大線量	平均線量
東電	117	26	1	6	4712	678.80	22.43
協力企業	20	2	2	0	42244	238.42	11.75
合計	137	28	3	6	46956	678.80	12.83

※東京電力「各月までの累積線量分布表」をもとに作成（線量の単位は mSv）。

年度別累積線量

	東電	協力企業	平均
2011 年度	25.15	10.06	12.50
2012 年度	4.49	5.90	5.74
2013 年度	3.24	5.51	5.25
2014 年度	2.30	5.29	5.04
2015 年度	1.83	4.50	4.25

※東京電力「年度別累積線量分布表」をもとに作成（線量の単位は mSv）。

間の累積線量の平均は東電社員二・四三 mSv、下請労働者一・七五 mSv である。また五〇 mSv を超える累積線量は、東電社員七九八人、下請労働者二一三三人。一〇〇 mSv を超える累積線量は、東電社員一五〇人、下請労働者二四人となっている。

東電は、二〇一六年七月、中長期ロードマップの進捗状況に関する会合のなかで、「二〇一三年度、二〇一四年度、二〇一五年度ともに月平均線量は約一 mSv で安定している。（参考：年間被ばく線量目安 20mSv ≒ 1.7mSv/月）」であり、「大半の作業員の被ばく線量は線量限度に対し大きく余裕のある状況である。」と報告

している。

たしかに事故直後の緊急作業の高線量の被ばく状況に比べ、現在の福島第一原発では下請労働者の被ばく線量は低減しているとはいえ、福島原発以前全国の原子力施設の労働者の平均被ばく線量が年一・一 mSv（二〇〇九年度）であったことに比べると、まだ四〜五倍高い状況であることに変わりはない。

ただちに急性放射線障害を発症するほどの高線量被ばく状況ではないものの、東電が年間線量二〇 mSv、月平均一・七 mSv を許容範囲としているのは、事故後の被ばく状況を既成事実化するものだ。労働安全衛生法にもとづく電離放射線障害防止規則は、放射線防護の原則として一条に「事業者は、労働者が電離放射線をうけることをできるだけ少なくするよう努めなければならない。」と定めている。被ばく線量が電離で定める法定限度以下であっても被ばく線量が高まることで白血病やがんなどの晩発性障害の発症リスクが高まる可能性があるからだ。

ちなみに二〇一五年三月には下請労働者九〇九七人のうち六七一人が五 mSv を超え、一一八人が一〇 mSv を超えており、平均線量も一・二一 mSv と跳ねあがった。この時、一号機の建屋周辺で原子炉の内部を調査するための作業を行なったことが原因と言われている。今後一〜三号機の建屋周囲の高線量地域での作業が増えることが予想され、また構内のホットスポットでの作業が増えるにつれ下請労働者の被ばく線量

が高まることが懸念される。

政府と東電は、福島第一原発の事故収束過程において、一刻も早く被ばく線量年間1 mSvのレベルを実現することを目標に、労働者の被ばく防護対策を最優先にした取組みを進めなければならない。

■相次ぐ白血病の労災認定

今年（二〇一六年）八月、厚労省は福島第一原発の事故収束作業に従事した労働者が発症した白血病を労災として認定した。男性は五〇歳代で二〇一一年四月から二〇一五年一月の三年九ヵ月間、がれきの撤去や汚染水の処理に使う機械修理の作業に従事し、累積被ばく線量は五四・五 mSvだったという。

二〇一五年一〇月にも、三号機や四号機の周辺で溶接作業等に従事した労働者（当時四一歳）が急性骨髄性白血病を発症し労災認定されている。男性が原発で働いたのは約一・五年。そのうち一年余は福島第一原発で働き、累積被ばく線量は一九・七八 mSvだった。

白血病の労災認定基準では、5 mSv×従事年数と被ばく開始後一年以上で発症したのであれば業務上として認定される。相次いだ白血病の労災事案の双方とも認定基準の要件を満たしており認定されて当然である。

ところが厚労省は、今回の認定事例の発表に際しても「放射線被ばくと白血病の労災認定の

考え方^⑥」という文書を出し、「白血病の労災認定基準は、年間5 mSv以上の放射線被ばくをすれば発症するという境界を表すものではなく、労災認定されたことをもって、科学的に被ばくと健康影響との因果関係が証明されたものではない」と説明している。法的因果関係と科学的因果関係が異なることは当然のことだ。労災補償の考え方は相当因果関係にもとづき業務上外の判断を行なうのであり、科学的な証明が求められるわけではない。そのうえ文書には、白血病の労災認定基準と無関係である全がんの発症リスクを一緒に説明しているため、「白血病の労災認定には科学的な因果関係はない」といった誤った理解を社会に流布させることになった。一部メディアでは、厚労省が白血病の被ばくとの因果関係を認めておらず、労働安全衛生法の被ばく限度と労災認定基準が大きくかい離して現場に不安を生んでいるなどと報じられた。

私たちは二〇一五年一二月に行なった省庁交渉で、厚労省に対し「放射線被ばくと白血病の労災認定の考え方」をただちに撤回し、あらためて白血病の労災認定基準における「被ばく線量5 mSv×従事年数」の妥当性を説明し、被ばく労働者に労災請求を促すよう要請した。

今回、福島第一原発で働いた二名の労働者が相次いで白血病を発症し労災認定された事実は多くの原発労働者に衝撃を与えたに違いない。前述したとおり、福島第一原発では事故後五年

で総数三〇〇〇人近い労働者が累積線量五〇 mSvを超えて被ばくしているのだ。

それでも原発労働者に係る放射線被ばくによるがんの労災認定は、今回の事例を含めてこれまでわずか一四件（白血病七件、悪性リンパ腫五件、多発性骨髄腫二件）にすぎない（厚労省発表）。

潜在している原発労働者の放射線障害の労災認定を進めるとともに、生涯にわたる健康管理制を確立することが問われている（後述）。

■死亡・重傷災害の多発と東電の安全管理体制

福島第一原発では死亡・重傷災害が多発した。二〇一四年度の作業災害発生件数は六四件にのぼり前年度の三二件から倍増した。当時、東電福島第一原発では汚染水処理に関連する工事を急ピッチで進めたため、構内で作業員が約三〇〇〇人から二〇一四年度末に約七五〇〇人にまで急増した。短期間に無理な工事を急ぎ、複数の元請・下請が重なり、作業が輻輳し、作業員の安全対策が後回しにされた。現場の作業計画の立案、作業工程管理、作業手順の徹底がズサンになったことが労災多発の原因と考えられる。労災発生状況を見ると、二〇一四年三月二八日、掘削作業中に土砂崩壊による死亡災害が発生。九月二〇日、ウインチ固定用の単管パイプが落下しての重傷災害、九月三〇日、新事務棟

の高圧受電盤での感電災害、一月七日、旋回梯子レールが落下して二名が重傷を負った。

二〇一五年一月一六日には、福島労働局長が東電福島第一原発所長に「廃炉作業における労働災害防止対策の徹底」を要請した。ところがその直後に、福島第一、第二原発で死亡災害が相次いで発生した。一月一九日、福島第一原発の雨水受けタンクで、タンク天板からハッチを開けようとした元請企業の労働者が一〇m下のタンク内に転落して死亡した。労働者は現場の管理責任者であったが、単独でタンクに上り安全帯をフックに固定していなかった。翌一月二〇日、福島第二原発の廃棄物処理建屋で廃棄物の濃縮装置を点検していた下請労働者が鋼鉄製の受台と架台に頭部を挟まれて死亡した。通常は三人でクレーンを使う作業だった。柏崎刈羽原発でも一月一九日、二号機IBPシャフト室で下請労働者が点検作業中にグレーチング開口部から三・五m下に転落して重傷を負った。

福島第一原発で死亡・重傷災害の頻発という異常事態に危機感をもった厚生労働大臣は、二〇一五年一月二二日、東電社長に対し「原子力発電所における労働災害防止対策の徹底について」を要請した。その内容は「東京電力は、単なる発注者ではなく、原子力施設の所有者であり、原発事故の当事者であるとの自覚のもと、当事者意識を持って施設内の労働災害防止に万全を期すこと。」というものだった。しかし政府がいくら「当事者意識を持って」と言っ

ても、東電は工事の発注者であり労働安全衛生法上の元方事業者ではない。労働災害が発生しても法的責任が問われない。政府としてはあくまで「要請」をお願いするだけなのだ。

二〇一五年六月、政府・東電はついに中長期ロードマップを改訂し、リスク低減の重視、作業員の被ばく線量のさらなる低減・労働安全衛生体制を強化することになった。

ところが同年八月八日、三〇代の鹿島建設の下請労働者がバキューム車に巻き込まれ死亡する災害が発生。八月二一日、六〇代の労働者が機材運搬中に倒れその後死亡、九月九日には六〇代の労働者が構内トイレで死亡した。

八月二六日、厚労省は「東京電力福島第一原子力発電所における安全衛生管理体制のためのガイドライン」を策定し、東電の第一義的な責任のもとに元方事業者と一体となった安全衛生管理体制の確立を指示した。九月一五日、福島労働局は再び東電への福島第一原発における労働災害防止対策の徹底を要請した。

東電は現場のマネジメント改善に向けた取り組みを強化し、元方事業者と連携した安全衛生管理体制を再構築するとともに安全教育、KYT活動、熱中症対策などを展開した結果、二〇一五年度の作業災害発生件数は三五件となった。私たちは省庁交渉のなかで、厚労省の安全課に対し、福島第一原発における労働災害の発生件数（労働者死傷病報告にもとづくもの）、労働補償課に対しては、業務上災害の労災請求件

数と決定件数を明らかにさせている。監督機関である厚労省が東電や元方事業者を厳しく監督指導し、労災隠し防止と労災発生防止対策の徹底を図らせなければならない。

■労働安全衛生法を改正し、 原子力事業者に法的責任を

二〇一五年一月、厚生労働大臣が東電に対し、「原子力発電所の労働災害防止対策の徹底について」を出し、「東京電力は、単なる発注者ではなく、原子力施設の所有者であり、原発事故の当事者であるとの自覚のもと、当事者意識を持って施設内の労働災害防止に万全を期すこと。」等を要請したことは前述したとおりである。

また同年八月には「東京電力福島第一原子力発電所における安全衛生管理体制のためのガイドライン」（平二七・八・二六基発〇八二六第一号）を策定し、東電に対し限りなく元方事業者的な役割を担わせ、現場の安全衛生管理に当事者としての責任を持たせようとする苦心している。

しかし、労働安全衛生法上の責任がない東電に対し、国がいくら当事者意識を持って要請しても、その実効性は担保されない。法的な義務がない限り東電に抜本的な労災防止対策、安全衛生管理体制の構築に取り組ませることができないのだ。

労働安全衛生法では、建設業や造船業は特定元方事業者として現場の安全確保を義務づけられている。したがって、原子力事業者も同様に労働安全衛生法の責任主体として明確に位置づけ、被ばく線量管理をはじめ現場の安全衛生管理を義務づける必要があるのではないだろうか。

原子炉等規制法においては原子炉設置者が責任主体である。労働安全衛生法を改正し原子力事業者も放射線被ばく管理を含めて労働安全衛生法上の事業者とみなす規定を設ける必要がある。

私たちはねばり強く厚労省に要請するとともに、超党派の原発ゼロの会に参加する国会議員にも働きかけ、労働安全衛生法の改正を実現していきたいと考えている。

■長期的健康管理と 健康管理手帳の拡大

福島原発では事故後五年で二人の労働者が白血病を発症し労災認定された。今後、事故収束作業に従事する労働者の累積被ばく線量が増えるにつれ、白血病やがんなどの晩発性障害の発症リスクも高まっていく。

厚労省は事故直後の緊急作業に従事した労働者を対象に長期健康管理制度を作った。緊急作業従事者を対象に被ばく線量や健康診断記録等の情報をデータベースに登録し、被ばく線量に応じた白内障やがん検査等を実施している。

しかしこの制度の登録者はあくまで二〇一一年一月一六日の「事故収束宣言」までの緊急作業従事者（約二万人）のみを対象としている。また被ばく線量五〇mSv超の登録者には手帳が交付され、放射線業務から離職後に国の費用で白内障検査（五〇mSv超）とがん検査（一〇〇mSv超）が国費で受けられるものの、手帳交付者に限られ健康管理の措置も検査のみだ。

一方で緊急作業従事者二万人をデータベースに登録し、生涯追跡し、放射線被ばくによる長期的な健康影響を調査するために疫学研究が行なわれるようになっていく。登録者にとって単なる疫学研究の対象とされるならば、この制度の本質を見抜かれ、協力も得られないであろう。私たちは緊急作業従事者に限らず、福島第一原発の事故収束作業に従事したすべての労働者を対象に登録証を発行し、希望に応じて必要な健康診断を実施し、適切な保健サービスを提供するような長期的健康管理制度にすべきと考える。

これからの長期にわたる事故収束プロセスには膨大な労働者を必要とし、高線量被ばくの危険性がともなう作業を続けなければならない。福島第一原発の事故収束作業に従事するすべての労働者を対象として長期的健康管理制度を構築し、生涯にわたる被ばく線量の管理と手厚い健康確保措置を国が保障すべきではないだろうか。

さらに放射線業務従事者にも労働安全衛生法（六七条）にもとづく健康管理手帳制度を適用

すべきだ。現在の労安法では、石綿、ベンジジン、粉じん等、がんや重度の健康障害を発生させるおそれのある一二業務の従事者に対し、離職時の申請により健康管理手帳が交付される。健康管理手帳により毎年二回（じん肺は一回）、指定医療機関で健康診断が受けられる。

しかし厚労省は、「法令に基づく健康管理の徹底が重要。今のところ放射線業務を対象とするための検討はしていない」という方針だ。

粉じん、アスベスト（石綿）、有害な化学物質は、長期間の潜伏期間をへてがんなどの健康障害を発生させる。放射線被ばくも晩発性障害の健康リスクがあることは同じではないか。

放射線業務に従事した労働者に対しても一定の要件で健康管理手帳を交付し、離職後の健康管理措置を保障する必要がある。

■問われる緊急時 被ばく線量限度の引き上げ

二〇一五年八月末、厚労省と原子力規制庁は緊急作業時の被ばく線量限度を引き上げ、原子力災害が発生したときには、厚生労働大臣が「特例緊急被ばく限度」として二五〇mSvを上限に決定できるようにした。

私たちは、「労働者への緊急時の高被ばく線量作業の強制に反対する」声明を出し、省庁交渉においても原子力規制庁、厚労省に撤回を求めている。

そもそも「電離放射線に関する防護と放射線源の安全のための国際基本安全基準（BSS）」においては、緊急時被ばく状況において介入を行なう労働者は、職業性被ばくの年間線量限度の上限を超えて被ばくしてはならないと定めている^⑫。ただし、以下の場合を例外としている。

- a) 救命、もしくは重傷を回避するための行動をとる場合
- b) 大規模な集団線量を回避するための行動をとる場合
- c) 破滅的な状況に発展するのを回避するための行動をとる場合

そして「年間線量の上限を超える可能性のある行動をとる労働者は志願者でなければならず、想定される健康リスクについて予め明確かつ総合的に明示され、必要とされる可能性のある行動の訓練を、実施可能な限りうけていなければならない。」と規定している。

労働契約にもとづき指揮命令をうける労働者は「志願者」ではありえない。省令改正では事業者が特例緊急作業に従事することに同意し、特別教育を受けた労働者を選任し、業務命令で二五〇mSvの被ばく作業^⑬特例緊急作業に従事させることができるが、このような特例緊急作業の指示命令は、電離放射線に対する防護と放射線源の安全のための国際基本安全基準（BSS）に反している。

さらに通常の線量限度を超える可能性がある業務に労働者に従事させることは、事業者に放

射線による健康障害を防止するために必要な措置を講じることが義務づけられた労働安全衛生法二二条の規定に真つ向から反する。また事業者は労働者を退避させる義務を規定した労働安全衛生法二五条の規定にも抵触する。

福島第一原発事故を検証し、教訓化することもなく、約二万人もの緊急作業従事者に高線量被ばくさせたことを正当化し、既成事実化させてはならない。緊急時の事故対応を名目に緊急作業に従事する労働者に高線量・大量被ばくを強制することは許されない。

二〇一五年一二月の省庁交渉で、原子力規制庁は、「放射性物質の敷地以外等への放出が蓋然性が高い状況になった場合、二五〇mSvまで引き上げることにした。」と述べた。厚労省は「原子力緊急事態、それに至るおそれの高い事象が考えられる。判断基準は規制庁と同様である」と回答している。

厚労省は、「特例緊急被ばく限度を二五〇mSvと設定した根拠については、福島第一原発事故で一時的に線量限度を引き上げたときの数値、厚労省の専門検討会で検討された医学的見地、知見を考慮して二五〇mSvを設定した。学識経験による専門家の検討会を開催し、通常被ばく線量限度の五年一〇〇mSv、年間五〇mSvを厳守しつつ、トータルの就労期間における緊急時と通常時の総実効線量が一Svを超えてないという前提に長期管理を行う。特例緊急被ばく限度が二五〇mSvとして適用される作業に従事

する者は、ICRP正当化の原則を踏まえて原子力施設が破滅的状況に至ることを回避することを主たる目的とする作業のために必要な知識、経験のあるものに限定して限られた方に対して適用する。労働政策審議会、放射線審議会への諮問、答申を踏まえて制定した」と説明している。

特例緊急被ばく限度二五〇mSvの根拠として、厚労省は、「今回の省令改正で緊急時二五〇mSvに引き上げたのもICRP基準に則った。専門検討会では、健康状態に影響を与える造血機能障害を含めて検討し、緊急作業中のリンパ球の減少による免疫機能の低下を確実に予防する観点で福島第一原発の事故時には閾値を確実に下回る二五〇mSvは妥当であるとの意見をいただいている」という。

しかし、被ばく線量二五〇mSvの健康影響は急性障害と晩発性障害の二つがあるはずだ。厚労省は、一〇〇mSv以上なら晩発性障害の影響があると認めているにもかかわらず二五〇mSvまで被ばくを容認したらどのような健康障害がおきるのか説明しようとしなない。

すでに二〇一六年四月から、「特例緊急被ばく限度」を二五〇mSvにする改正電離則及び原子炉等規制法の関連法令が施行された。私たちは引き続き撤回を要求する一方で、緊急時に労働者が特例緊急作業を拒否できることを明らかにするよう求めている。

厚労省は「労働契約の考え方として、労働契

約を締結し変更するにあたり労働者と使用者が対等な立場で合意するもの。特例緊急作業に従事する原子力防災要員の選定にあつても、事業者は特例緊急作業に係る労働条件を明示したうえ双方合意の上で労働契約を締結する必要がある。実際の緊急作業の配置に当たり、労働者の意向を可能な限り配慮する必要があることを通達で示した」と回答している。通達ではあくまで本人の意向を配慮するが、実際は事業者の判断による。不利益取り扱いを禁じていない。通達の不十分な点を補うには、事前の労使交渉により協定を結ぶ必要がある。

■放射線従事者以外に 緊急作業をやらせるな

現行の電離則には、放射線業務従事者以外であっても緊急作業に従事させることができる規定がある（電離則七条三項）。この規定を改正し、緊急作業に従事するのは放射線業務従事者に限定し、必要な特別教育を義務づけなければならない。

厚労省は「電離則第七条の規定は昭和三八年からあり、日本に原発ができる前からの条文。今回の省令改正では特例緊急作業従事者には教育が義務づけられているが、エックス線装置等、原発以外の放射線を扱う装置を前提に作られている。もし何らかのトラブルが発生したときは一義的に知識のある者が対応するのは前提だが、

教育を受けていなければ何もできないことではない。実際は装置を操作する人がいるので全く教育を受けず知識がない者が緊急作業に従事する可能性は限りなく低い」と説明した。

そうであれば、なおさら電離則七条三項の必要性はないのは明らかだ。最低限、放射線の影響について教育を受けた者が緊急作業に従事すべし。労働安全衛生法上も事業者は急迫した危険があるときは労働者を退避させる義務がある（二五条）。

電離則を改正し、緊急作業に従事するのは放射線業務従事者に限定するとともに特別教育を事業者に義務づけるようにすべきだ。

■労働法令違反や 違法派遣、偽装請負

二〇一五年一月二〇日、福島労働局は「東電福島第一原発の廃炉作業を行う事業者に対する監督指導結果について」を発表した。九月三〇日までに七二四事業者を監督実施し、四〇九事業者が労働基準法令違反があり、違反率は五六・八％、違反件数は六五六件だった。

厚労省監督課は、福島第一原発に出張作業の場合、所轄する労基署が事業者を監督指導するため、集計することは困難だ。福島第一原発には定期的に立入り調査をし、重大な労働災害が発生したときにも随時災害調査を行なっている。二〇一四年には二二六の事業場に指導、二〇一

五年の九月末時点で二一七の事業場に監督指導を実施した。労働条件、労働安全の確保に努めているという。

全国の労基署から福島第一原発の監督指導案をあげさせるのは難しいかもしれない。それでも東電や元請企業に対し労働法令違反等では正勧告された下請事業者から報告を厳しく求めるようにすれば、その圧力で法令遵守は徹底され、違反率も低減することが期待できる。東電や元請企業を通じて情報把握に努めるべきだ。

一方、労働基準監督官を福島第一原発構内に常駐させ、日常的なパトロールを行なうなどの抜本的対策をとるよう要請している。現在、管轄の富岡労基署には八人の監督官が配置されているが、福島原発以外にも双葉郡内の除染作業も監督指導している。現地監督機関の体制強化は急務の課題である。

東電が二〇一五年一月に公表した「福島第一原子力発電所の労働環境にかかわるアンケート結果（第六回）」を監督機関の臨検監督にいかすことが必要だ。厚労省監督課は、アンケート結果から推測される労働条件確保上の問題の重要性、緊急性、具体性、信頼性等を総合的に勘案して監督指導し、法違反があれば厳しく指導するとしている。

福島第一原発における重層的な請負構造のもとで、違法派遣や偽装請負がまん延し、労働者の賃金ピンハネや解雇、危険手当や残業手当の不払いがはびこっている。

監督機関は重層的な下請構造にメスをいれ、違法派遣や偽装請負を摘発し、下請労働者の労働条件確保に努めなければならない。

■最大のアキレス腱―不足する労働者

二〇一六年三月末までの福島第一原発の労働者の年齢構成は、一〇歳代が四五人、二〇歳代が四一〇六人、三〇歳代が八〇九五人、四〇歳代が一万三七五三人、五〇歳代が一万二九三七人、六〇歳代が七六七五人、七〇歳以上が三三八人となっている（不明が七人）。五〇歳代以上の労働者が四四・六%を占めている。

四〇年以上地元双葉地方で原発反対運動を続けてきた石丸小四郎さん（双葉地方原発反対同盟代表）は、今後原発労働者が枯渇し、やがて廃炉・収束作業が暗礁に乗り上げること懸念しているという。

石丸さんは、「四四%を超える五〇歳以上は一〇年で引退する。だが若い労働者がなかなか集まらない。自治体に提出された建設関係の資料から、廃炉作業に携わる企業のうち作業員不足を心配する企業は半数にのぼっている」という。つまり、定年による退職、若い人が集まらず、技術の継承ができず、放射能が高く希望者が減っていることを理由として廃炉・収束作業が暗礁に乗り上げると考えているのだ。それに比べ東電には深刻さが足りず、予測が楽観的過ぎる。

東電は要員管理の見通しとして、「一ヶ月のうち一日でも従事者登録されている人数（協力企業作業員及び東電社員）は、二〇一六年三月～五月の一ヶ月あたりの平均が一三、〇〇〇人。実際に業務に従事した人数一ヶ月あたりの平均で九、九〇〇人あり、ある程度余裕のある範囲で従事登録者が確保されている。」という。だが東電は協力会社頼みで当面必要な要員数を確保しているにすぎない。廃炉に向けた中長期ロードマップでも、汚染水対策や燃料デブリの取り出しなどの技術的な対応ばかり優先され、将来の作業者をどのように育成、確保していくのか等まったく検討されていない。

石丸さんが指摘するように、中長期的にみて労働者の枯渇が最大のアキレス腱になる可能性がある。

■やごとく

わたしは二〇一三年八月、「福島原発事故と被ばく労働問題」に関する拙文のさいごに、「福島第一原発の事故収束を阻む大きな不安要因は、今後、現場の労働者が十分に確保できるかどうかにある。原発の重層下請構造のもとで下請・日雇い労働者は切り捨てられてきた。福島第一原発の被ばく労働者の健康と安全、権利の確立なくして事故収束は進まず、三〇年～四〇年後の廃炉を展望することもできない。それゆえに被ばく労働者の健康と安全、労働条件を

DVD BOOK

労働のリアルを描き出す
迫真のドキュメンタリー

フツーの仕事がしたい

常識はずれの過酷な労働…。ある青年の生き残るためのたたかい。

土屋トカチ＝監督作品

本編70分+特典映像43分+解説ガイドブック

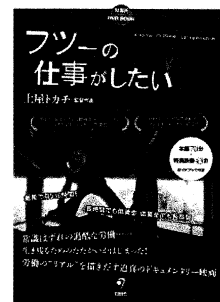
フツーに働き、フツーに生きること。それを取り戻すための闘いの記録に、ものすごく大きな勇気をもらった。

雨宮処凛（作家）

「フツーに働く」ための道筋を、感動的に、理論的に示している。働く者たちが過酷な時代を突破するために必見。

木下武男（昭和女子大学特任教授）

英国レイダンス映画祭・
UAEドバイ国際映画祭・
ベストドキュメンタリー賞 受賞作品



定価3,200（税別）ISBN978-4-8451-1254-8

旬報社

〒112-0015 東京都文京区目白台 2-14-13
Tel: 03-3943-9911 FAX: 03-3943-8396

<http://www.junposha.com>

57

労働法律旬報

一橋大学フェアレイバー研究教育センター◇連載一〇

確保するための取り組みが問われている。」と書いた。

あれから三年が経過したが、福島原発事故の収束を担う労働者が抱える問題や困難な状況はさほど変わっていないように思われる。私たちの力不足と取組みの弱さを痛感せざるをえない。被ばく労働問題に心を寄せる人々ともに、被ばく労働者の健康と安全、権利を確立をめざしてこれからも闘いを進めていきたいと思う。

- (1) 東京労働安全衛生センター (<http://www.toshc.org/>)。
- (2) 全国労働安全衛生センター連絡会議 (<http://joshc.info/>)。
- (3) 東電プレスリリース (<http://www.tepco.co.jp/press/release/index-j.html>)。
- (4) 東電「福島第一原子力発電所作業員の被ばく線量の評価状況について」(二〇一六年四月二十八日) (http://www.tepco.co.jp/press/rel-lease/2016/1280695_8626.html)。
- (5) 中期長期ロードマップの進捗状況二〇一六年七月二十八日(廃炉汚染水対策チーム会合第32回事務局会議)の【資料2】中長期ロードマップの進捗状況の概要版 (<http://www.tepco.co.jp/decommission/planaction/roadmap/index-j.html>)。
- (6) 厚労省「電離放射線障害の業務上外に関する検討会の検討結果及び労災認定について」(<http://www.mhlw.go.jp/stf/shing2/0000103364.html>)。
- (7) 日本経済新聞二〇一五年十一月二三日。

- (8) 厚労省「東京電力福島第一原子力発電所における安全管理対策を強化します」(<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000095466.html>)。
- (9) 厚労省「東京電力福島第一原子力発電所における緊急作従事者等の長期的健康管理」(http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roundokijun/anzen/fukushima/)。
- (10) 厚労省「東京電力福島第一原発緊急作業従事者に対する疫学的研究のあり方について」(<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000047387.html>)。
- (11) 厚労省「原子力施設での緊急作業員の放射線障害防止対策を定めた」(<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000095467.html>)。
- (12) ジェンリ・ニウ、吉川徹・小木和孝訳『労働者の放射線防護』((公財)労働科学研究所、二〇一一年五月)。
- (13) 中期長期ロードマップの進捗状況二〇一五年一月二十六日(廃炉汚染水対策チーム会合第二四回事務局会議)の【資料2】。
- (14) 東電「福島第一原子力発電所作業員の被ばく線量の評価状況について」(二〇一六年四月二十八日) (http://www.tepco.co.jp/press/rel-lease/2016/1280695_8626.html)。
- (15) Labor Now 脱原発ビデオ・プロジェクト「原発震災五年をふりかえる 石丸小四郎」(<http://nonukesfukushima.blogspot.jp/>)。
- (16) 中期長期ロードマップの進捗状況二〇一六年七月二十八日(廃炉汚染水対策チーム会合第三二回事務局会議)の【資料2】中長期ロードマップの進

捗状況の概要版 (<http://www.tepco.co.jp/decommission/planaction/roadmap/index-j.html>)。

- (17) 飯田勝泰「福島原発事故と被ばく労働問題」大原社会問題研究所雑誌六五八号(二〇一三年八月)。

(いいた かつやす)